

災害時等における一時の避難所等に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と、株式会社アークベル（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が、乙の管理する以下の施設又は敷地の一部を一時の避難所として避難者に使用させること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（対象施設）

第1条 本協定の対象施設は、次のとおりとする。

所在地：山形県鶴岡市伊勢原町26番46号

施設名：セレモニーホール伊勢原

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）を洪水ハザードマップへの記載その他の方法により一時の避難所として市民へ周知することができる。

（協力内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、本協定に基づき乙に対し、次に掲げる事項の全部又は一部について協力を要請することができる。この場合において、乙は、実施する業務の妨げとならない範囲で協力するものとし、甲の要請に必ず対応する義務を負うものではないものとする。

（1）対象施設の一部を一時の避難所として使用できるようにし、避難者を受け入れること。この場合において、一時の避難所とする場所は、乙が指定する。

（2）避難者に対し、避難に必要なテレビ、ラジオ等による情報を可能な範囲で提供すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、乙が避難者の一時の受入等に関して甲に協力できる事項

（使用方法等）

第3条 甲は、本協定に基づき施設使用を要請するときは、口頭又は電話等の通信手段をもって行い、乙の受諾を得るものとする。

2 甲は、避難者に対して、施設使用の際は乙の指示に従うよう周知するものとする。

3 対象施設の一部が一時の避難所として提供されたときは、甲は、乙が実施する業務の支障とならないよう配慮するとともに、一時の避難所としての使用を早期に終了するよう努めるものとする。

（費用負担）

第4条 本協定に基づく対象施設の使用に伴い発生した費用は、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則として、甲及び乙の協議により決定するものとする。

（損害賠償）

第5条 甲は、避難に際して避難者が施設又は備品に損害を与えた場合は、当該損害を乙に賠償するものとする。

（平常時からの備え）

第6条 甲及び乙は、平常時から災害への備えに万全を期するため、本協定に関わる連絡体制を毎年度更新し、変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれから何らの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙二者署名押印の上、各自1通を保有する。

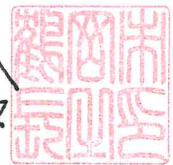
令和7年6月30日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市

鶴岡市長

皆川 治



乙 新潟県新潟市中央区南笹口二丁目7番20号

株式会社アークベル

代表取締役

上村 芳明

